

令和2年産米のモニタリング検査（抽出検査）の実施について

※全量全袋検査からモニタリング検査への移行に伴い、令和2年産米からバーコードラベルの送付・貼付はありません！

令和2年産米 出荷・販売自粛解除地区一覧表（平田村）
平田村内における出荷等の自粛要請はすべて解除されました。

令和2年10月6日現在

旧市町村名	出荷等可否	出荷等自粛解除日	備考
蓬田村	○	令和2年10月1日	
小平村	○	令和2年10月6日	

旧市町村：昭和25年2月1日時点

福島県では、ベルトコンベア式放射線セシウム濃度検査機器等を使用して、県産米のすべてを検査する「全量全袋検査」を実施し、食品衛生法で定める基準値（100 ベクレル/kg）以下と確認された玄米のみを出荷してきました。

放射性物質の吸収を抑制するカリウムの追加施用など徹底した結果、平成27年から通算5年間、基準値超過が無いことから、平田村では令和2年産米より全量全袋検査からモニタリング検査（抽出検査）へ移行します。

モニタリング検査は出荷する米をはじめ、直接販売する米、自分で食べる米、親戚等へ贈答する米など、全ての米を対象に実施されます。

平田村では蓬田村と小平村の2つの旧市町村（昭和25年2月1日時点）に分けられ、旧市町村ごとに3戸のモニタリング検査を行い、検査の結果で基準値（100 ベクレル/kg）の超過がなければ、旧市町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。それまでは、出荷・販売（無償譲渡を含む）を控えてくださるようお願いします。

注： 50 ベクレル/kgを超えた場合は、採取地点を増やして再検査します。

○モニタリング解除から自粛解除までの流れ

（1）県および農林事務所が、地形や出荷の早い生産者などを考慮のうえ、旧市町村ごとに生産者を選定します。

注：モニタリング候補の方には、検査用の玄米（2 kg）のご提供について県中農林事務所からご協力をお願いします。

なお、ご協力いただいた方には、後日、検査結果を県中農林事務所から個別にお知らせします。

(2) 県中農林事務所が旧市町村ごとに検査用の米を集め、検査機関に送ります。検査機関に送付してから結果が出るまで、5 日程度（土日祝を除く）かかります。

(3) 検査の結果から、旧市町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。

(4) 検査が完了次第、広報無線等でお知らせします。また、ご自分の水田がある地域が出荷・販売が可能になったかどうかは、福島県のホームページ【令和 2 年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の進捗状況―米検査結果公表日一覧】で確認できます。

(福島県ホームページ：

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html>)